第二十四条第二項中「権利処分承認申請書に署名した者の印を証する印鑑証明」を「権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の相手方の本人確認書類」に改める。

別記様式第一中「印」を削る。

別記様式第一の二中「印」及び備考３を削る。

別記様式第二中「印」及び備考６を削る。

別記様式第五中「印」を削る。

別記様式第五の二中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

別記様式第五の三中「印」及び備考５を削る。

別記様式第六中「印」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。

別記様式第七中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

別記様式第八中「印」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。

別記様式第九及び別記様式第十三中「印」及び備考４を削り、備考５を備考４とする。

別記様式第十三の二中「印」及び備考３を削る。

別記様式第十四中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

別記様式第十五中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十六中「印」を削り、同様式の備考中「４　裁定申立者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。」を削る。

別記様式第十七中「印」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。

別記様式第十八中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

別記様式第十九中「印」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。

別記様式第二十中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

別記様式第二十二中「印」を削り、同様式の備考１中「この通知書に押印した者の印を証する印鑑証明」を「権利を譲渡した者の本人確認書類」に改める。

別記様式第二十三中「印」を削り、同様式の備考１中「この通知書に押印した者の印を証する印鑑証明」を「質権を設定した者の本人確認書類」に改める。

別記様式第二十四中「印」を削り、同様式の備考１中「この届出書に押印した者の印を証する印鑑証明」を「譲受け予定者及び先取特権、質権又は抵当権（これらの権利を目的とする権利を含む。）を有していた者の本人確認書類」に改める。

別記様式第二十五中「印」を削り、「

注１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載して下さい。 ２　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

」を「

注　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

」に改める。

（自動車登録規則の一部改正）

第六十二条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

４　登録の抹消又は抹消した登録の回復の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　自動車登録番号

二　第一項第二号、第六号及び第九号に掲げる事項

三　代理人により登録の抹消又は抹消した登録の回復の申請をするときは、その氏名又は名称及び住所

四　登録の抹消又は抹消した登録の回復の原因及びその日付

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第六十三条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「（使用者）　氏名又は名称　　印」を「（使用者）　氏名又は名称　　」に改め、備考を次のように改める。

備考　新規登録申請又は移転登録申請を行う場合以外の場合にあっては、所有者は、押印することを要しない。

第二号様式及び第三号様式中「印」及び備考を削る。

第三号様式の二中「（使用者）　氏名又は名称　　印」を「（使用者）　氏名又は名称　　」に改め、備考を次のように改める。

備考　永久抹消登録申請、一時抹消登録申請又は輸出抹消登録申請を行う場合以外の場合にあっては、所有者は、押印することを要しない。

第三号様式の三中「申請代理人　氏名　　印」を「申請代理人　氏名　　」に改め、備考を次のように改める。

備考　永久抹消登録申請を行う場合以外の場合にあっては、所有者は、押印することを要しない。

第四号様式中「印」及び備考を削る。

第五号様式中「（登録権利者）　氏名又は名称　　印」を「（登録権利者）　氏名又は名称　　」に、「申請代理人　氏名　　印」を「申請代理人　氏名　　」に改める。

第六号様式及び専用第一号様式中「印」を削る。

専用第二号様式中「（使用者）　氏名又は名称　　印」を「（使用者）　氏名又は名称　　」に改め、備考を次のように改める。

備考　移転登録申請を行う場合以外の場合にあっては、所有者は、押印することを要しない。

専用第三号様式、第七号様式、第八号様式、軽第一号様式から軽第五号様式まで、軽専用第一号様式及び軽専用第二号様式中「印」及び備考を削る。